

生駒市環境基本計画策定業務仕様書

1 業務名

生駒市環境基本計画策定業務

2 目的

本市では、「生駒市環境基本条例」に基づき、平成 21 年 3 月に策定した「第 2 次生駒市環境基本計画」（以下「現計画」という。）が平成 30 年度に終了することから、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、次期計画として「第 3 次生駒市環境基本計画」（以下「新計画」という。）の策定を平成 29 年度及び平成 30 年度において行う。

新計画の策定に当たっては、本市のまちづくりにおける課題解決に向けて環境基本計画が果たすべき役割と方向性を明らかにしていくため、社会経済情勢、国等の政策の動向や本市の環境関連施策に係る進捗と課題やニーズ等を把握し、必要なデータの収集・整理等の基礎調査を行う。

これを踏まえ、市民や関係団体など多様な主体の参画のもとで、本市の環境施策のあるべき姿と体系を整理し、基本目標を明確化するとともに、それを実現するための具体的施策を検討し、本市における今後の環境政策の基盤となる計画として取りまとめる。

3 履行場所

生駒市

4 履行期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日まで
（事業年度：平成 29 年度～30 年度）

5 業務内容

環境基本計画策定に必要な次の業務を行う。

(1) 新計画の策定に向けた基礎調査等（平成 29 年度）

ア 環境施策における課題抽出

本市の環境施策に関して、地球温暖化や自然環境保全等の分野ごとに課題の抽出を行う。課題の抽出にあたっては、現計画における取組、成果指標等の達成状況や生駒市総合計画等の上位計画、本市の関連計画等との関係、進捗状況を踏まえて整理すること。

イ 環境施策における展望性調査

(ア) 達成目標の整理

現計画や地球温暖化、自然環境保全等の分野ごとの関連計画における成果指標や達成目標等を目標年次ごとに整理するとともに、現時点の達成状況を整理すること。

(イ) 達成目標の展望性検討

(ア) で整理した成果指標や達成目標について検討し、概ね5年後の展望について調査を行うこと。その際、成果指標や達成目標について、各分野での環境施策の推進により資する指標や目標について検討し、代替案があれば提出すること。

(ウ) 各分野における対策の整理

現在、本市で進めている環境施策の取組を、地球温暖化や自然環境保全等の分野ごとに整理すること。

さらに、他自治体等で実施されていて本市で行っていない取組についても整理するとともに、本市での実施の実現性について評価を行うこと。

ウ 環境施策における計画体系の整理

上記による本市施策等の整理・評価の結果を踏まえ、平成31年度からの本市の環境計画の体系について整理を行い、計画の統合等の提案を行うこと。

特に、次に掲げる計画については、現計画と同様に平成30年度に計画期間が終了することから、各計画の理念、基本目標、取組内容等を踏まえ、新計画への理念等の反映、取組項目の取込み、各計画の統合など、効果的な計画の体系を提案すること。

※生駒市エネルギービジョン（計画期間：平成26～30年度）

再生可能エネルギーの活用やエネルギーの高度利用、省エネルギー対策の促進に関する施策を体系化し、共通の目標のもとに整理・特化した本市におけるエネルギー施策の基本的な方針。

※生駒市環境モデル都市アクションプラン（計画期間：平成26～30年度）

低炭素社会づくりを推進するとともに、住宅都市としての地域課題の解決を目指すため、市域の温室効果ガス排出量を2030年度までに35%、2050年度までに70%削減するという高い目標を掲げた計画であり、地球温暖化対策の推進に関する法律による「地方公共団体実行計画（区域施策編）」に位置付けている。

(2) 市民等の意見集約のための検討組織の運営支援（平成29・30年度）

ア 市民、市民団体、事業者等の参加を得て設置する意見集約を行うための検討組織の会議に出席し、コーディネーターとして運営支援を行うとともに、意見等を取りまとめ、新計画への反映方法について提案すること。

イ 会議の運営形式（ワークショップ等）、検討の対象、意見集約の方法等の運営案を提案すること。

※検討組織の想定：参加者20名程度、計6回程度の開催

ウ 上記の検討組織のほか、本市において市民意識調査の実施を予定しているが、それらの他に、市民等の意見をより効果的に集約・反映できる手法がある場合は、提案すること。

(3) 新計画案の作成

ア 新計画案の作成

(ア) 目指すべき都市像の設定

「生駒市総合計画」その他本市の市政運営の基本的な方針、関連計画等を踏まえ、環境分野で目指すべき都市像を検討すること。

(イ) 施策体系の整理

(ア) で設定した都市像の実現のために、取りうるべき施策の体系及び項目を検討し、提案すること。

各施策においては、これまでの生駒市の取組を踏まえ、現状と課題、目標、施策の方向性を整理し、施策の方向性については、「生駒市総合計画」その他の関連計画との整合を取りながら検討すること。

(ウ) 各施策における取組の整理

(イ) で整理した各施策の目標達成に向けて、取りうるべき対策を検討し、提案すること。

その際、現在既に取り組んでいる対策についての展望を検討するとともに、新たな対策についても提案を行うこと。

新たな対策については、他自治体等の先進的事例を参考とする他、生駒市の気象条件や地域条件、制度等を踏まえた独自の取組についても検討を行うこと。

検討された各対策について、新計画において直接位置付ける重点的なプロジェクト、関連計画において展開を図る取組等の区分の基本的な考え方を整理し、検討組織等の意見を踏まえて分類・提案すること。

(エ) 各施策の進捗管理方法の検討

各施策における取組を効果的・効率的に進めるための進捗管理方法について検討を行い、提案すること。

その際、各施策における目標や成果指標の設定のほか、計画策定後にそれらの達成状況を管理するとともに、一層の推進を図れるようなスキームについて検討を行うこと。

イ 検討に当たっては、次の事項に留意して実施すること。

(ア) 市民が主体となった具体的なプロジェクトを中心に構成する現計画の特色、成果等を十分に踏まえた構成、内容等を検討すること。

(イ) 5(2)の検討組織での意見、本市が実施する市民意識調査の結果に加え、環境基本計画の調査審議を担う附属機関である「生駒市環境審議会」における審議内容を踏まえた検討を行うこと。

(ウ) 上記の検討組織、環境審議会等における検討の基礎とするため、平成 29 年度の本市が指定する時期までに上記の新計画案の骨子を取りまとめること。

(エ) 本市が実施するパブリックコメント手続による意見等を踏まえた検討を行うこと。

6 成果品

(平成 29 年度)

(1) 第 3 次環境基本計画の策定に向けた基礎調査報告書

(2) 第 3 次環境基本計画案の骨子

(平成 30 年度)

- (1) 第3次環境基本計画案
- (2) 第3次環境基本計画案概要版

※上記成果品については、本市が指定する電子データ（アドビ システムズ社のPDF、マイクロソフト社のワード等）をCD-Rその他電子記憶媒体に保存して提出すること。

なお、成果品納入後であっても、業務内容及び成果品について、問い合わせ、その他の対応を求めることがある。

7 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、本市担当職員と十分に協議すること。
- (2) 本業務実施にあたり疑義が生じた場合は、委託者、受託者協議のうえ業務を遂行する。